8・9　（略）

10　ＭＩＣＥ連携推進官は、地方公共団体その他の関係者との連携によるＭＩＣＥの誘致に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11　（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第六条第一項第四号の規定に基づき、並びに同法第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定を実施するため、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（権限の委任） **第一条**　（略） 2　（略） 3　令第二条第一項の規定により国土交通大臣の権限を行う地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。 一　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号。以下「法」という。）第三条、法第四条第一項、法第五条、法第六条第一項、同条第二項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第七条第三項及び第四項（法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。）、法第八条第一項及び第二項、法第十三条第一項、同条第四項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）、法第十五条、法第十七条第三項、法第十九条第一項及び第二項、法第二十条、法第二十一条第一項、法第二十二条並びに法第二十四条に規定する権限にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。） 二　法第七条第一項、同条第二項において準用する法第五条及び法第六条、法第七条第三項及び第四項（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）並びに法第十二条第二項に規定する権限にあつては、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長 三　法第七条第三項及び第四項（第二条第一項第二号に係る場合に限る。）に規定する権限にあつては、当該営業所の所在地を管轄する地方運輸局長 四～七　（略） （削る）	（権限の委任） **第一条**　（略） 2　（略） 3　令第二条第一項及び第三項の規定により国土交通大臣の権限を行う地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。 一　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号。以下「法」という。）第三条、法第四条第一項、法第五条、法第六条第一項、同条第二項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第七条第三項及び第四項（法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。）、法第八条第一項及び第二項、法第十三条第一項、同条第四項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）、法第十五条、法第十七条第三項、法第十九条第一項及び第二項、法第二十条、法第二十一条第一項、法第二十二条並びに法第二十四条並びに第二十四条第二項及び第三項に規定する権限にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。） 二　法第七条第一項、同条第二項において準用する法第五条及び法第六条に規定する権限、法第七条第三項及び第四項に規定する権限（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）並びに法第十二条第二項に規定する権限並びに第二十四条第四項に規定する権限にあつては、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長 三　法第七条第三項及び第四項（第二条第一項第二号に係る場合に限る。）に規定する権限並びに第二十四条第五項及び第六項に規定する権限にあつては、当該営業所の所在地を管轄する地方運輸局長 四～七　（略） 八　第二十四条第一項に規定する権限にあつては、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長（当該料金の適用される倉庫の所在地が二以上の地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。）にわたるときは、所轄地方運輸局長）